

新制

経

235

学位審査報告書

(ふりがな) 氏名	すぎうら つとむ 杉浦 勉
学位(専攻分野)	博士(経済学)
学位記番号	経博第 353 号
学位授与の日付	平成 21 年 1 月 23 日
学位授与の要件	学位規則 第4条第1項該当
研究科・専攻	経済学研究科現代経済学専攻
(学位論文題目)	
イギリス P F I 研究 官民役割分担の展開	
論文調査委員	主査教授 植田和弘 教授 吉田和男 准教授 諸富徹

氏名	杉浦 勉
----	------

(論文内容の要旨)

本論文は、イギリスにおける PFI (Private Finance Initiative) の導入と本格化の過程について官民役割分担に与えた影響という観点から分析した労作である。1980 年代以降の政府活動に関するいくつかの有益な知見が得られており、終章を含めた次の 7 つの章から構成されている。

第 1 章では、PFI に接近しようとするこれまでの試みが概観され、PFI を分析する上での課題が明らかにされる。まず、PFI が官民役割分担との関連では小さな政府路線の延長線上に位置付けられて議論される傾向にあったことが指摘される。次に、1980 年代以降の政府活動を検討する議論を取り上げ、官民連携論やガバナンス論では政府の従来のある方が変化している過程を見据えていることが指摘される。そして、両者の議論の到達点を踏まえつつ、PFI の分析に際しては、従来は政府が包括的に担っていた公共サービス提供に関する責任を、提供を保障する責任と日常的に提供する責任とに区分して把握する視角が必要であることが明示される。

第 2 章では、PFI の導入過程が分析される。PFI は財政再建を推し進めた 1980 年代の路線を継承する一方で、そこで生じた弊害に対応するために 1992 年に導入された政策手法であった。導入した保守党政権は公共サービスの提供業務を極力民間事業者に移していく方針であったが、保守党政権下では契約に至った事業は 1 つもなかった。1997 年に政権を引き継いだ労働党が PFI 改革に乗り出したことにより、以後 PFI が普及していくことになった。労働党による改革によって PFI 事業における政府の役割が強調されたことが PFI の本格化にとって決定的要因であったことが指摘される。

第 3 章では、第 1 章での分析結果に基づき、事例研究として病院事業が分析される。すなわち、病院事業に PFI が導入されることで政府の役割が明確にされることが実証的に明らかにされる。従来は医療サービスには病院施設を維持管理するサービスが一括りにされていたが、PFI 病院事業ではそれを除いた臨床サービスが政府の役割であると区分されることになる。医療サービスにおける政府の役割を明確化したことが PFI 事業としての成立に大きく貢献したことが指摘される。

第 4 章では、地方自治体への PFI の導入過程が分析される。地方分権を推進する契機として PFI を活用しようとした労働党政権は、地方分権により地域の要求に応える機関として地方自治体を位置付ける一方で、その要求を実現する政策的手段として PFI を導入しようとし

た。中央政府の出先機関でしかなかった地方自治体には PFI 事業の実施主体となる権限や活動が認められていなかったため、PFI に導入には必然的に地方自治体の改革が伴わなければならなかったことが指摘される。さらに、政府間関係を変革してまで導入されたものの、地方自治体での PFI 事業は必ずしも良い評価を受けていない限界も明らかにされる。

第 5 章では、VfM (Value for Money) の考え方と達成状況が検討される。まず、PFI 導入当初の VfM は限られた予算で最大限の水準の公共サービスを提供することであった点が指摘される。続いて、それが労働党政権下で従来の公共事業よりも安価で実施できることを示す指標として定式化されたことが指摘される。その上で、定式化された VfM の内容であっても、十分に達成されていると評価できる論拠はなく、PFI 事業にとって VfM は正当化の根拠ではなくなってしまうという問題点が明らかにされる。検討結果から、VfM の検討を通じた PFI への接近方法は相対的に限定的な議論であることが示唆される。

第 6 章では、PFI 事業における建設過程が分析される。VfM が考え方としても達成状況としても十分ではないとはいえ、一定の VfM が生み出され、安価で事業が実施できる側面もあることは事実であると説明される。PFI 事業では従来の公共事業が抱えていた問題、すなわち、建設過程において当初の見込みよりも費用が増加する問題が大きく改善されていることが明らかにされる。建設過程における効率化が VfM 達成の源泉となっており、PFI 事業以外でも建設過程を民間事業者任せの手法が模索されていることが指摘される。

終章では、上記の各章を踏まえて、PFI の導入と本格化の過程が政府の公共サービス提供における役割を明確化したことが指摘される。また、個別政策を限定的に検討する議論の問題点、政府活動の全体像を念頭に置きながら個別政策を分析する重要性が指摘される。さらに、日本への示唆として、PFI に関する学術的かつ真摯な議論の必要性、導入が期待される事業分野が展望され、結論とされる。

(論文審査の結果の要旨)

PFI (Private Finance Initiative) は官民役割分担を見直す行財政改革と深いかかわりを持つことは周知の事実であるが、PFI が政府活動に与えた影響や PFI と官民役割分担の展開との関連についてはそれほど明らかにされていない。これに対して著者は PFI の母国イギリスにおける導入と本格化の過程を徹底的に調査・検証し、PFI の実態と政府活動・官民役割分担論に及ぼした影響を克明に描き出した。

本論文より得られた学術的功績として評価できる点を示せば、以下のとおりである。

第1に、従来 PFI が官民役割分担との関連では小さな政府路線の延長線上に位置付けられて議論される傾向にあったのに対して、政府活動のあり方の変化に着目する官民連携論やガバナンス論をも批判的に摂取し、PFI を分析する際の理論的視角を確立したことである。政府が公共サービス提供に関する責任を、提供を保障する責任と日常的に提供する責任とに区分して把握する視角など、従来実態の部分的紹介にとどまりがちであった PFI 研究を財政や公共政策の理論的課題にまで高めた意義は大きく、貴重な学術的貢献であり、高く評価できる。

第2に、PFI の導入と本格化の過程をイギリスの政治的文脈も踏まえつつ分析し、PFI は 1980 年代の財政再建路線を継承する一方で、そこで生じた弊害に対応するための政策手法として導入され、PFI 事業における政府の役割が強調されたことが PFI の本格化にとって決定的要因であったことを明らかにしたことである。PFI に関する通説的理解に一面性を克服するとともに、民間主導ではなく「政府の政策的主導による民間資金を活用した社会資本整備手法」という PFI の本来の定義を再確認したことは政策的指針の確立にも貢献することである。

第3に、病院事業に PFI が導入されることで従来医療サービスに一括りにされていた病院施設を維持管理するサービスを除いた臨床サービスが病院事業では政府の役割であると明確化されたことが PFI 事業の意義であり、同時にそのことが PFI 事業としての成立に大きく貢献したことを実証的に明らかにしたことである。PFI 事業の成功例に関してはその結果だけが紹介されがちであるが、政府の役割を明確化すること自体が事業成立の鍵を握ることを実証的に示した点で、貴重な学術的貢献として評価できる。

第4に、PFI 事業に関する実証分析を積み重ねたことである。地方自治体への PFI の導入には必然的に地方自治体の改革や政府間関係

が伴わなければならない、中央政府の出先機関でしかなかった地方自治体での PFI 事業は必ずしも良い評価を受けていない限界を実証したことも貴重である。また、PFI 導入当初限られた予算で最大限の水準の公共サービスを提供することであった VfM (Value for Money) が適用される PFI 事業では、当初の見込みよりも費用が増加するという従来の公共事業が抱えていた建設過程における問題が大きく改善されていることを実証したことも興味深い。

同時に、本論文は未開拓な領域での先駆的な研究であるだけに、いくつかの論点が残されている。リスクとリスク管理、現在割引価値、建設コストの関係に関する分析と考察が望まれる。費用便益基準との比較も課題である。また、政策評価におけるアウトカム指標と VfM との区別と関連にも言及すべきであった。さらに、日本の PFI の現状分析や本研究の日本への示唆も深める必要がある。

しかしながら、これらの課題は今後の諸研究の全般的進展に待つべきともいうべきものであり、著者が解明し実証的に展開した一連の諸結果、それによってもたらされた貴重な学術的貢献を何ら損なうものではない。

よって、本論文は、博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。尚、平成 20 年 10 月 21 日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。